

市民公募委員になるまでの流れ



無作為に抽出された1000人に「各種審議会等公募委員候補者名簿」登録の案内文書が届きます。

同意いただけない場合

返信は不要です。

同意いただいた場合

興味がある分野に○を記入して返送してください。



審議会等の委員改選の際、候補者名簿を元に市の担当部署から委員就任を依頼します。

名簿に登録
(登録の有効期間は4年間)

承諾いただけない場合

就任を見送ります。



承諾いただいた場合

公募委員として、会議などに参加いただきます。



注) 各種審議会の市民公募委員の枠については、それぞれ人数が決まっているため、名簿登録された方全員に対し、就任依頼されるわけではありませんので、ご了承ください。